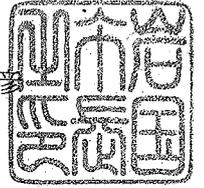




令和3年2月25日

岩国市監査委員 様

岩国市長 福田 良彦



令和2年度第2回定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年1月14日付けで報告の提出があった監査報告について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果

AED（自動体外式除細動器）については、AEDを用いた救命事例が多数報告されているが、一方で、平成21年4月16日付けで厚生労働省から都道府県知事にあてた「AEDの適切な管理等の徹底について」では、「AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である」とされ、都道府県知事に対しては、「AEDの管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、庁舎などにおいて市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理の徹底」について、市町村への周知依頼をしている。

この度、市内に設置されている約150台のAEDのうち、総務課所管の本庁舎の2台について管理状況を確認してみたところ、設置されているAEDは使用可能な状態ではあったものの、「点検担当者の配置未済」「日常点検の未実施」など管理不十分な状況であった。

措置の内容

指摘にあった総務課所管のAEDについては、事前監査での指摘後、直ちに見直しを行い、点検担当者が日常点検を実施し、その結果を記録するよう改善しました。

さらに、地域医療課において、市の設置するAEDが管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、職員用の庁内電子掲示板にて日常点検等の適切な管理を実施するようAEDの設置者等に対して周知しました。